第十三の二　歯冠修復及び欠損補綴
一　う蝕、歯無痛的窩洞形成加算の施設基準
当該療養を行うにつき十分な体制を整備していること。
一の二　CAD／CAM冠
(1)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な機器及び設備を有していること又は十分な機器及び設備を有している歯科技工所との連携が確保されていること。
二　歯科技工加算の施設基準
(1)　常勤の歯科技工士を配置していること。
(2)　歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備していること。
(3)　患者の求めに応じて、迅速に有床義歯を修理する体制が整備されている旨を院内掲示していること。
第十四　歯科矯正
一　歯科矯正診断料の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の歯科医師が一名以上配置されていること。
(2)　常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。
(3)　当該療養を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。
(4)　当該療養につき顎切除等の手術を担当する別の保険医療機関との間の連絡体制が整備されていること。
二　顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）の施設基準
(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第三十六条第一号及び第二号に規定する医療について、障害者総合支援法第五十四条第二項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関（歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。）であること。
(2)　当該療養を行うにつき十分な専用施設を有していること。
(3)　当該療養につき顎離断等の手術を担当する別の保険医療機関との間の連携体制が整備されていること。
第十四の二　病理診断
一　保険医療機関間の連携による病理診断の施設基準
(1)　標本の送付側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、病理標本の作製を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　標本の受取側
次のいずれにも該当するものであること。
イ　病理診断管理加算に係る届出を行っている施設であること。
ロ　病理診断を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。
二　テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作製及び術中迅速細胞診の施設基準
(1)　送信側
離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、病理標本の作製を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　受信側
当該保険医療機関内に病理診断を担当する常勤の医師が配置されており、病理診断を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。
三　病理診断管理加算の施設基準
(1)　病理診断管理加算1の施設基準
イ　当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が一名以上配置されていること。
ロ　病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。
(2)　病理診断管理加算2の施設基準
イ　当該保険医療機関内に病理診断を専ら担当する常勤の医師が二名以上配置されていること。
ロ　病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。
四　口腔病理診断管理加算の施設基準
(1)　口腔病理診断管理加算1の施設基準
イ　当該保険医療機関内に口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が一名以上配置されていること。
ロ　口腔病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された保険医療機関であること。
(2)　口腔病理診断管理加算2の施設基準
イ　当該保険医療機関内に口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師が二名以上配置されていること。
ロ　口腔病理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院である保険医療機関であること。
第十五　調剤
一　調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準
二十四時間開局していること。
二　基準調剤加算の施設基準
(1)　通則
イ　患者ごとに、適切な薬学的管理を行い、かつ、服薬指導を行っていること。
ロ　患者の求めに応じて、投薬に係る薬剤に関する主な情報を提供していること。
ハ　地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じた開局時間となっていること。
ニ　適切な薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体制及び機能が整備されており、患者に対し在宅に係る当該薬局の体制の情報を提供していること。
ホ　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。
(2)　基準調剤加算1の施設基準
イ　十分な数の医薬品を備蓄していること。
ロ　当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含んだ連携する近隣の保険薬局において、二十四時間調剤並びに在宅患者に対する薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ハ　処方せんの受付回数が一月に四千回を超える保険薬局については、当該保険薬局の調剤のうち特定の保険医療機関に係る処方によるものの割合が七割以下であること。
(3)　基準調剤加算2の施設基準
イ　処方せんの受付回数が一月に六百回を超える保険薬局については、当該保険薬局の調剤のうち特定の保険医療機関に係る処方によるものの割合が七割以下であること。
ロ　十分な数の医薬品を備蓄していること。
ハ　当該保険薬局のみで二十四時間調剤並びに在宅患者に対する薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ニ　在宅患者に対する薬学的管理及び指導について、相当の実績を有していること。
ホ　当該地域において、在宅療養の支援に係る診療所又は病院及び訪問看護ステーションとの連携体制が整備されていること。
ヘ　当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携調整を担当する者との連携体制が整備されていること。